

ケアプランを作成する介護支援専門員 (ケアマネジャー) が所属する事業所

介護サービスを利用するためには、ケアプランを作成する介護支援専門員（ケアマネジャー）との契約が必要です。契約の方法等は、直接、事業所へお問い合わせください。

ケアマネジャーは、ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。最適なケアプランを組んで、サービスを利用しましょう。下表の事業所以外でもケアプランを作成できます。

※ ケアプランの作成の費用については、利用者の負担はありません。

令和 7 年 7 月現在

要 支 援	1 ・ 2	要 介 護	1 ・ 5	事業所名	所在地	電話番号
○				桜川市地域包括支援センター	桜川市岩瀬 64 番地 2	0296-73-4511
○	○	○		桜川市社協岩瀬指定居宅介護支援事業所	桜川市鋤田 612 番地	0296-76-1357
○	○	○		あさひ居宅介護支援事業所	桜川市青柳 538 番地 32	0296-75-6106
○	○	○		居宅介護支援事業所 ゆずの里	桜川市門毛 2297 番地 3	0296-73-5668
○	○	○		居宅介護支援事業所 富谷の家	桜川市富谷 1459 番地 1	0296-76-2066
○	○	○		リハビリハート	桜川市西桜川 2 丁目 18 番地 5	0296-73-6965
○	○	○		居宅介護支援事業所上の原	桜川市上野原地新田 159 番地 27	0296-71-5013
○	○	○		スミハツサービス株式会社	桜川市阿部田 323 番地	0296-20-6330
○	○	○		指定居宅介護支援事業所 ひだまりの家やまと	桜川市大国玉 4514 番地 2	0296-20-6511
○	○	○		居宅介護支援事業所 さくらがわ	桜川市東飯田 659 番地	0296-20-6071
○	○	○		愛美園在宅ケアプランセンター	桜川市大国玉 2513 番地 12	0296-20-6770
○	○	○		ケアプランセンターライフ	桜川市本木 1599 番地 1	0296-49-8278
○	○	○		マカベシルバートピア居宅介護支援事業所	桜川市真壁町東山田 1945 番地	0296-54-2800
		○		協和中央病院居宅介護支援事業所	筑西市門井 1676 番地 1	0296-57-7205
○	○	○		ウエルシア介護サービス下館	筑西市下野殿 795 番地 1	0296-45-5407
○	○	○		県西せいかん荘居宅介護支援事業所	筑西市蓬田 241 番地	0296-57-6531
○	○	○		恒幸園指定居宅介護支援事業所	筑西市向川澄 98 番地 1	0296-57-7268

住宅改修の理由書を作成する

介護支援専門員等が所属する事業所

介護保険の住宅改修を行うためには、市役所（介護保険課）へ、工事前・工事後の申請が必要です。

住宅改修費支給申請書等の申請書に加えて、住宅改修が必要な理由書が必要です。住宅改修が必要な理由書は、ケアプランを作成する居宅介護支援専門員、地域包括支援センターの担当職員が作成します。ただし、前記の者がいない場合は、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士及び福祉住環境コーディネーター（２級以上に限る）のいる下表の事業所でも作成できます。

住宅改修を希望される場合は、担当のケアマネジャーもしくは住宅改修を専門に行っている事業所等へ直接お問い合わせください。

令和７年７月現在

事業所名	所在地	電話
桜川市地域包括支援センター （要支援１・２のみ）	桜川市岩瀬 64-2	0296 - 73 - 4511
日本ドライ介護用品のスマイル 水戸営業所	水戸市見川町 2131-318	029 - 305 - 5031
パナソニック エイジフリーショップ結城	結城市小田林 2098	0296 - 33 - 0333
茨城福祉サービス	石岡市東光台 4-9-3	0299 - 28 - 1829
ロングライフ	水戸市谷津町細田 1-8	029 - 257 - 2345

ご注意ください

※住宅改修の支給には、着工前に事前申請が必要となっています。

※事前申請をせずに改修をおこなった場合、支給対象となりません。

【問い合わせ先】

- ・要支援の方の介護サービスの利用等

桜川市地域包括支援センター 0296-73-4511

- ・要介護認定・調査等・居宅介護サービス計画の届出等

介護保険課 0296-75-3158